

写

## 監査結果公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

### 令和7年度定期監査（前期）の結果について

令和7年12月25日

東かがわ市監査委員 楠田 敬

東かがわ市監査委員 三好 良治

東かがわ市監査委員 久米 潤子

令和 7 年度

# 定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和7年12月

東かがわ市監査委員	楠田 敬
同	三好 良治
同	久米 潤子

## 目 次

	頁
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	1
第 5 監査の主な実施内容	1
第 6 監査の実施場所及び日程	1
第 7 監査の結果	2
教育委員会事務局（保育教育課）	3

## **第1 基準に準拠している旨**

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

## **第2 監査の種類**

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

## **第3 監査の対象**

教育委員会事務局

保育教育課（丹生こども園、大内こども園、引田こども園）

## **第4 監査の着眼点**

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

## **第5 監査の主な実施内容**

令和7年4月1日から令和7年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、前回実施の監査の結果における検討事項対応状況並びに現金の取扱い・保管及び通帳管理を中心に監査を実施した。

## **第6 監査の実施場所及び日程**

監査期日	対象部課 ○現地確認	実施場所
令和7年10月20日（月）	保育教育課 ○丹生こども園	丹生こども園 保育室
令和7年10月21日（火）	保育教育課 ○大内こども園	大内こども園 多目的室
令和7年10月21日（火）	保育教育課 ○引田こども園	引田こども園 多目的室

## 第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。ただ、一部において、さらなる運営の透明性向上のために、より改善等をすべきと思われる事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象 項目	丹生 こども園	大内 こども園	引田 こども園	総括	計
	丹生 こども園	大内 こども園	引田 こども園	総括	計
1 指摘事項	—	—	—	—	—
2 注意事項	—	—	—	—	—
3 検討事項	—	—	—	1	1
4 要望事項	1	1	—	1	3

### 備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項では正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項では正すべきもの、その他適性を欠く事項では正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

## 1 教育委員会事務局

### (1) 保育教育課（丹生こども園）

要望事項	
1	<p>差引簿のエラー修正及び差引簿と通帳の照合における証跡の必要性について</p> <p>毎月の給食費をはじめとした集金については、3園とも、口座引き落としを原則とし、期日までに引き落としが出来なかった場合においても、金融機関を経由し納付書が送付される仕組みへと、令和2年度の定期監査時より改善されていた。</p> <p>また、差引簿については、3園共通のパソコンシステムによる管理が行われており、やむを得ずこども園での現金収納となった場合においても、領収書の控えのコピー保管により、こども園側での収納状況が確認できるようになっている。</p> <p>ただし、差引簿と通帳との残高照合について、差引簿の残高にエラー表示が出たままの状態であり、通帳の残高との相違が見られた。エラー表示は放置することなく、会計責任者において修正をされたい。また、差引簿と通帳の残高照合については、定期的に会計責任者が確認の上、検印の押印等により証跡を残すことが望まれる。</p>

### (2) 保育教育課（大内こども園）

要望事項	
1	<p>差引簿と通帳の照合における証跡の必要性について</p> <p>毎月の給食費をはじめとした集金の差引簿と通帳との残高照合については、差引簿がコンピューター管理されているため、会計責任者による目視での残高の照合を行っているとのことであるが、確認を行ったという証跡が確認できなかった。差引簿と通帳の残高照合については定期的に会計責任者が確認の上、検印の押印等により証跡を残すことが望まれる。</p>

## 総括（各こども園対象）

検討事項	
1	職員等の給食費負担について  自園給食における給食費の日額 300 円及び 270 円については、平成 29 年の施設間協議で決められているが、近年、物価高騰が目覚ましい状況下で、保護者の追加負担にならぬよう、日額給食費の据置により給食提供を行っている取組は、次代を担う子ども達の教育・保育にとっても非常に有意義であると評価できる。 ただ、職員の給食費も園児と同額である点については、検討する余地があるようと思われる。職員にとって給食の時間は、子ども達の食育指導の時間でもあり、誤飲防止といった業務的な一面も有しており、勤務中にこども園を離れての食事が出来ないといった事情もあるが、職員等の給食費負担については、平成 29 年の運用からの一定期間も経過しており、賄い材料費の高騰や一般職員との公平性からも、関係機関も含めて協議されることを検討されたい。

要望事項	
1	各種訓練後の反省会の実施について  各こども園において、子ども達が安全に、また安心して園生活を送れるよう、計画的に避難訓練や救命講習、防災指導の実施が確認された。 防災訓練等では、訓練終了後の評価と改善点の記録が次回訓練の安全性向上につながるとされている。 実施した訓練の効果をより高められるよう、訓練後の気づきや反省点を共有できる機会を確保されることが望まれる。